

添付法令資料 4 :

ベトナム査察法 (目次)

22.11.14 可決 法律第 11/2022/QH15 号 / 23.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 8 条)
- 第 2 章 査察職能を実施する機関の組織、任務及び権限 (第 9 条)
  - 第 1 目 政府の査察 (第 10 条ないし第 13 条)
  - 第 2 目 省庁の査察 (第 14 条ないし第 17 条)
  - 第 3 目 総局及び局の査察 (第 18 条ないし第 21 条)
  - 第 4 目 省の査察 (第 22 条ないし第 25 条)
  - 第 5 目 所の査察 (第 26 条ないし第 29 条)
  - 第 6 目 県の査察 (第 30 条ないし第 33 条)
  - 第 7 目 政府に属する機関における査察機関 (第 34 条及び第 35 条)
  - 第 8 目 専門査察職能の実施を委任される機関 (第 36 条及び第 37 条)
- 第 3 章 専門査察任務の実施を委任される査察員及び者 (第 38 条ないし第 43 条)
- 第 4 章 査察活動
  - 第 1 目 通則 (第 44 条ないし第 57 条)
  - 第 2 目 査察準備 (第 58 条ないし第 63 条)
  - 第 3 目 直接査察の実施 (第 64 条ないし第 72 条)
  - 第 4 目 査察の終了 (第 73 条ないし第 79 条)
  - 第 5 目 査察実施者の任務及び権利 (第 80 条ないし第 91 条)
  - 第 6 目 査察対象の権利及び義務並びに査察活動における苦情申立て、告発、  
建議及び反映の解決 (第 92 条ないし第 96 条)
  - 第 7 目 査察チームの活動監察 (第 97 条ないし第 101 条)
- 第 5 章 査察結論の実施 (第 102 条ないし第 106 条)
- 第 6 章 査察、国の監査及び調査活動における協力 (第 107 条ないし第 111 条)
- 第 7 章 査察活動の保証条件 (第 112 条及び第 113 条)
- 第 8 章 施行条項 (第 114 条ないし第 118 条)